

# 子ども子育て

予防接種等保健衛生事業は健康ガイドへ

## 出張ハローワーク

時 8月5日(金)午後1時30分～3時30分  
所 子育て支援課相談室  
対 児童扶養手当受給者等ひとり親家庭の方  
申 電話または直接、子育て支援課子育て支援係(市役所第二庁舎3階)042-387-9836へ

## 成人学校子ども子育て支援きたまちコアラひろば親子で手遊び歌とこらみっく

時 9月7日(水)、14日(水)午前10時～正午(全2回)  
所 公民館貫井北分館  
真木千壽子さん(東京教育専門)

学校非常勤講師) 対 市内在住・在勤・在学の1歳前後の子どもと保護者定8組(多数抽選) 申 8月15日(必着)までに、往復はがきまたはEメール(1組一通)に、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を明記し、公民館貫井北分館「きたまちコアラひろば係」(〒184-0015貫井北町1-11-12)042-385-3401 E:K202415@bz204.pia.or.jpへ

## 図書館東分室工作会 ペットボトルキャップ工作

時 8月19日(金)午前10時～正午  
所 公民館東分館  
対 市内在住・在学の小学生定10人(申込順) 申 8月1日から、電話または直接、図書館東分室(042-383-4550)へ

## 子どもと読書に関する講座 親子でたのしむ絵本とわらべうた

時 9月1日～15日の毎週木曜日午前10時15分～11時15分(10時開場。全3回)  
所 図書館本館  
対 階集客室  
講 落合美知子さん(おはなしとおんがくのちいさいおうち主宰) 対 市内在住の7か月～2歳6か月の子どもと保護者定10組(申込順) 他 手話通訳あり(要事前申込) 申 8月2日から、電話または直接、図書館本館(042-383-1138 FAX 042-384-3728)へ



## 農業祭の農業絵画コンクール作品募集

- テーマ 小金井にある農業や農産物(畑、野菜、植木、くだもの、販売所など)
- 対 小学生
- 応募条件 ▷ B4または八つ切りサイズの画用紙に、絵の具、クレヨン、色鉛筆、カラーペン等を使用▷ 1人1点
- 入賞 市長賞・教育長賞・議長賞・JA東京むさし組合長賞各1点、金賞6点、銀賞9点、銅賞12点(各賞とも賞状と副賞を授与) ※入賞者には11月上旬までに通知し、11月12日、13日の農業祭で展示
- 作品の扱い ▷ 応募作品の使用権は主催団体等に帰属します▷ 応募作品は返却しません
- 応募用紙配布場所等 農業委員会事務局(市役所第二庁舎4階)、市ホームページ
- 申 9月30日(必着)までに、応募用紙を作品の裏面にはり、郵送または直接、JA東京むさし小金井ファーマーズ・マーケット(〒184-0012中町4-16-22)または農業委員会事務局(〒184-8504住所不要)042-387-9882へ



前回の市長賞受賞作品 佐久間瑞希さん (第一小学校)

## イベントでのおむつ替え・授乳スペースに 移動式赤ちゃん休憩室を貸し出します

市内で開催されるイベントに赤ちゃんを連れて安心して参加できるよう、おむつ交換および授乳を行うための移動式テント(移動式赤ちゃん休憩室)を希望する団体に貸し出します。市内でイベントを開催する際は、ぜひご活用ください。



- 貸出範囲 市が主催、共催、後援または協賛するイベントを開催する場合、小金井子ども子育て支援ネットワーク協議会の参加団体がイベントを開催する場合等
- 貸出期間 イベント開催期間に前後1日を加えた期間(最長7日間)
- 問 子育て支援課子育て支援係 (042-387-9836)

## 児童保育所子育てひろば

乳幼児および保護者の相互交流のため、児童保育所を居場所として提供しています。  
時 毎週月曜・火曜・金曜 午前10時30分～正午(祝日および振替休日を除く) ※8月1日(月)～30日(火)、12月23日(金)～令和5年1月10日(火)、学校行事の振替休業日は実施しません 所 問 △あかね学童保育所(042-385-3370) △まはるなみ学童保育所(042-383-1118) △さわらび学童保育所(042-383-5489) △たけのぼ学童保育所(042-383-5488) △まえはら学童保育所(042-383-1117)

9) △みなみ児童保育所(042-383-1116) 7) 子どもの笑顔をみんなで守る虐待かな?と思ったら(通告・相談) ・連絡は匿名で行うことも可能です。 ・連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。 △子ども家庭支援センター(相談窓口) 042-321-3146 月曜～土曜 午前9時～午後5時 △児童相談所虐待対応ダイヤル(緊急時) 1189 ※お近くの児童相談所につながります。 ※189がつながらない場合は、0120-189-788へ



## 現況届の提出を忘れずに

下表の手当や助成を受けたい、更新手続き(現況届)が必要な方に、届け出の用紙を郵送します。必要事項を記入のうえ、それぞれの期限までに提出してください。

この届け出をしないと、8月(制度によっては10月または11月)以降、手当や助成が受けられなかったり、

手当・助成制度名	問合せ先
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、乳幼児医療費助成※、義務教育就学児医療費助成※	子育て支援課 手当助成係 (042-387-9839)
特別児童扶養手当、特別障害者手当等、重度心身障害者手当	自立生活支援課 障害福祉係 (042-387-9842)

※は、更新手続きに必要な情報(課税情報等)が確認できる場合、現況届を省略

来年度の医療証の交付がされないなどのおそれがありますのでご注意ください。

## 義務教育就学児医療費助成制度 申請の受け付け(中学生)

市内在住で、医療保険に加入しており、他の公的医療保障を受けていない中学生の保護者の方で、令和3年中の所得が所得制限内になった方は、申請により10月1日から義務教育就学児医療費助成を受給することができます。

令和4年9月30日まで有効期間のある義務教育就学児医療費助成制度の医療証をお

持ちの方は、改めて申請する必要はありません。

- 所得制限 下表のとおり
- 申請書配布場所等 子育て支援課(市役所第二庁舎3階)、市ホームページ
- 必要書類 ▷ 子医療証交付申請書 ▷ 児童の健康保険証の写し

申 8月1日～9月5日(消印有効)に、郵送で必要書類を子育て支援課手当助成係(〒184-8504住所不要)042-387-9839へ

扶養親族の人数	所得制限限度額
0人	630万円
1人	668万円
2人以上	1人増すごとに38万円を加算